島根県警察歯科医会会則

(昭和62年3月28日 定時総会制定)

改正 平成3年4月6日 理事会

7年7月22日 役員会

9年7月24日 役員会

19年3月8日 役員会

25年4月1日 役員会

29年9月23日 理事会

(名称)

第1条 本会は、島根県警察歯科医会(以下「本会」という。)という。

(目的)

第2条 本会は、一般社団法人島根県歯科医師会(以下「歯科医師会」という。)と島根県警察(以下「警察」という。)が、相互に連携を密にして研究協議を行い、もって県民福祉の向上に寄与することを目的とする。

(事業)

- 第3条 本会は、目的達成のために次の事業を行う。
 - 一 歯科法医学の知識及び技能の研鑽並びに普及
 - 二 歯科法医学の立場からの検視及び鑑定の調査研究
 - 三 歯科法医学による公共の福祉活動への支援協力
 - 四 大規模事件、事故及び災害時等における検視並びに身元確認
 - 五 その他本会の目的達成に必要な事項

(構成)

第4条 本会は、次の役員をもって構成する。

会 長 1名

副会長 3名

理 事 若干名(内1名を常任理事とする)

幹事 2名

- 2 会長は、歯科医師会会長をもって充てる。
- 3 副会長は、歯科医師会副会長及び警察本部刑事部長をもって充てる。
- 4 理事は、歯科医師会から専務理事、各理事並びに警察から捜査第一課長、鑑識課長、科学捜査研究所長及び捜査第一課検視官等をもって充てる。
- 5 幹事は、歯科医師会事務局長及び警察本部鑑識課次長をもって充てる。

(特別研究班)

- 第5条 歯科法医学の特殊性に鑑み専門研究及び技術的開発を行うため、特別研究班を設けることができるものとする。
- 2 特別研究班の班員は、歯科医師会の情報管理・危機対策部常任委員並びに専門知識及び技術 を有する者のうちから会長が指名する。

(顧問)

- 第6条 本会に、顧問を置く。
- 2 顧問は、警察本部長、島根大学法医学講座教授、同歯科口腔外科学講座教授、その他会長が 推挙する者を充てる。
- 3 顧問は、会長の諮問に応じ、または会議に出席して意見を述べることができる。 (地区委員)

第7条 本会事業を推進するため、歯科医師会各地区歯科医師会に地区委員を置き、歯科医師会 各地区歯科医師会会長をもって充てる。

(任期)

第8条 役員、顧問及び地区委員の任期は歯科医師会役員の任期と同一とし、再任を妨げない。 補充により就任した役員、顧問及び地区委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第9条 会議は、理事会及び地区委員会とし、会長が必要に応じて招集し議長となる。

(経費)

第10条 本会の運営に必要な経費は、その都度歯科医師会及び警察相互間において調整、検討のうえ負担するものとする。

(事務局)

- 第11条 本会の事務局は、歯科医師会内に置く。
- 2 島根県警察との連絡は、刑事部鑑識課を窓口とする。

(会則の変更)

第12条 本会の会則変更は、理事会の議決によるものとする。

附則

- 1 この会則は、昭和62年4月1日より施行する。
- 2 この改正会則は、平成3年4月1日より施行する。
- 3 この改正会則は、平成7年2月2日より施行する。
- 4 この改正会則は、平成9年8月1日より施行する。
- 5 この改正会則は、平成19年3月8日より施行する。
- 6 この改正会則は、平成25年4月1日から施行する。
- 7 この改正会則は、平成29年6月17日から施行する。